

	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
<b>(3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化</b>			
金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討、ヘッジファンドへの対応についての検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の企業・グループ形態の複雑化に対応した法的な枠組みのあり方について、国際的な議論も踏まえつつ、リスクの遮断や健全性の確保も含め、幅広い観点からの検討を行い論点を抽出</li> <li>日本銀行・財務省等との共同研究会も活用しつつ、ヘッジファンドについて関係者からのヒアリング等により実情把握を行い、論点を整理（17年中）</li> </ul>	金融審議会において検討を開始
		上記論点整理を踏まえ、必要な対応を検討	
金融コングロマリットの検査・監督や業態横断的な問題の処理、新たな取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督局に「コングロマリット室」を設置（16年11月）</li> <li>証券会社の連結監督の枠組みを決定（EUコングロマリット指令への対応）（17年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金融コングロマリット監督指針」（仮称）を策定（17年6月を目途）</li> <li>「コングロマリット室」の体制強化を検討</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査・監督の連携強化を通じ金融コングロマリットへ適切に対応</li> <li>新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等への対応に向けた機動的な検査官研修等を実施</li> </ul>		
わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本銀行、財務省等の関係者との共同研究会において議論を開始（17年3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記研究会において、関係者からのヒアリング等により、実情の把握に努め、論点を整理（17年中を目途）</li> </ul>	
	上記論点整理を踏まえ、必要な対応を検討		
国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>バーゼル銀行監督委、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）、WTO等の各種の国際的なフォーラムでの作業や議論に積極的に参画</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>IOSCOにおいて、信用格付機関の基本行動規範を取りまとめ（16年12月）</li> <li>国際監査基準等の設定活動を監視する「公益監視委員会」（PIOB）メンバーをわが国から選出（17年2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAISにおいて、保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針を策定予定（17年10月を目途）</li> </ul>	
海外監督当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督局に「国際監督室」を設置（16年11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的な国際対応力の強化（総務企画局に国際担当審議官）（17年7月を目途）</li> <li>「国際監督室」の体制強化を検討</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際監督室を窓口として、国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について海外監督当局と意見交換</li> <li>主要国の監督当局と定例・随時の2国間協議を実施（米、英、EU、中国等と概ね毎年対話を実施）</li> </ul>		
<b>II. 地域経済への貢献</b>			
現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の総括		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行のアクションプログラムの対象期間終了（17年3月末）後、同プログラムに基づく各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、これを公表（17年6月を目途）</li> </ul>	
新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、①事業再生や中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図るための地域の特性等を踏まえた個別的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定（17年3月を目途）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融を一層推進</li> </ul>	